

アフターコロナを見据えた行政のデジタル化の推進について

1 国の動向等

デジタル手続法の施行 (R1.12 月)

行政のデジタル化に関する基本原則

- ① デジタルファースト (個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結)
- ② ワンスオンリー (一度提出した情報は再提出不要)
- ③ コネクテッド・ワンストップ (民間サービスを含め、複数手続をワンストップで実現)

実現の加速化

変革の契機

新型コロナウイルスの感染拡大で顕在化した課題や新たな動き

- ・行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れ
- ・テレワークなどのリモート機能の活用が進み、働き方を変える気運の高まり

骨太方針 2020 (R2.7 月)

○次世代型行政サービスの強力な推進

- ・マイナンバー制度の抜本的改善 (使い勝手を良くするため、各種免許・資格等におけるマイナンバー制度の利活用等を検討 ※マイナンバーカードの健康保険証利用は R3.3 月開始)
- ・オンライン化、電子申請等による手続の簡素化・迅速化等

○新しい働き方の推進 (テレワークの定着)

○変化を加速化するための制度・慣行の見直し (書面・押印・対面主義からの脱却)

2 県行政のデジタル化の推進 (加速化) に向けた検討状況等

目的	取組項目	これまでの取組と加速化に向けた取組の検討状況 (○=これまでの取組、◎=加速化に向けて検討中の取組)
県民の 利便性 向上	電子申請の 拡大	○各手続所管課に対し、操作研修等を通じて導入を呼びかけ ◎電子化を前提として、申請・届出手続における押印や添付書類の見直し等について検討
	マイナンバー 制度の普及	○市町村と連携したマイナンバーカードの取得促進 ◎マイナンバーカードの公的個人認証を活用した電子申請手続の拡大について検討
業務の 効率化	電子決裁の 拡大	○「職員事務ポータル」と「物品調達システム」において導入済 ◎原則全業務の決裁について電子化を検討 (申請から決裁までの電子化)
	A I の活用	○議事録作成業務に活用 ○庁内向け「P C 操作・W e b 会議」の問い合わせ対応に導入 (R2) ◎県民向け「行政手続」の問い合わせ対応への導入を検討
	R P A の 活用	○人の判断が不要で定型的・膨大な作業量が発生する 4 業務に導入 ○県税 (自動車税申告書 O C R 処理、集計) 業務等への導入 (R2) ◎活用事例を示して庁内での対象業務の洗い出しを行い、利用を拡大
新しい 働き方 の推進	テレワーク や W e b 会 議等の拡充	○育児・介護等を要する職員のほか、新型コロナウイルス感染防止のため職員の在宅勤務等を実施。また、全庁的に W e b 会議を実施できる環境を整備。 ◎危機発生時の業務執行体制 (在宅勤務、サテライトオフィス等) の構築に向けて検討。在宅勤務においても、職場と同程度の業務を行うための庁内システムへのアクセスの改善、セキュリティ対策等を検討。 ◎モバイルワークや職員研修のオンライン化等については、平常時からの取組推進に向けて検討。